

防府市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

平成6年9月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、低所得世帯に属する在宅の寝たきり高齢者、在宅の認知症高齢者等及びその介護者に対し紙おむつ及び尿とりパッドを給付することで、日常生活の便宜を図るとともに経済的負担を軽減し、在宅高齢者の自立助長と介護者の介護を容易にすることを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この事業により紙おむつ及び尿とりパッド(以下「紙おむつ」という。)の給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 基準日において継続して在宅生活を送っている者若しくは申請受付期間中に在宅生活となり以後も継続して在宅生活が見込まれる者であつて、次のいずれにも該当すると認められるおおむね65歳以上の高齢者又は65歳未満であつて介護保険法に定める要介護・要支援の認定がされた者
 - ア 住民税非課税世帯に属する者
 - イ 防府市に居住する寝たきり高齢者、認知症高齢者等
 - ウ 常時失禁状態にあり、かつ今後もその状態が継続し、排泄のたびにおむつの交換が必要な者
 - エ 防府市の介護保険被保険者

- (2) 前号に該当する高齢者であつて介護保険法に定める要介護4又は5に相当する高齢者等を常時介護している住民税非課税世帯に属する主たる家族介護者

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する者で、同項第2号に定める給付対象者から介護を受けている者は給付対象者としなない。

(給付申請及び決定)

第3条 紙おむつの給付を受けようとする者は、基準日毎に定める申請受付期間中に、防府市在宅ねたきり高齢者等紙おむつ給付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった時は、その適否を調査、決定し、防府市在宅

ねたきり高齢者等紙おむつ給付決定（却下）通知書（第2号様式）により紙おむつを使用する高齢者等に通知するものとする。

（基準日及び申請受付期間）

第4条 第2条に定める基準日及び給付申請の受付期間は毎年度運用基準において定める。

（給付方法）

第5条 本要綱に定める紙おむつの給付は、次の方法により実施する。

- (1) 市長は給付を決定した給付対象者に防府市紙おむつ引換券（第3号様式）（以下「引換券」という。）を交付するものとする。
- (2) 引換券の交付を受けた給付対象者は、運用基準に定める引換券取扱事業者に直接連絡し、引換券と引換に紙おむつの給付を受けなければならない。
- (3) 引換券取扱事業者は運用基準の定めに従い紙おむつを給付し、防府市長に対し費用の請求を行なうものとする。

（引換券の交付）

第6条 本要綱により交付する引換券は次に定めるところによる。

- (1) 交付回数は、当該年度中の初回該当時の1回のみとする。
- (2) 交付金額は、前項の初回該当時により、別表1のとおり決定する。

（引換券の使用）

第7条 引換券により給付を受けた紙おむつを使用できるのは、給付申請時に申出た使用者のみとする。

- 2 引換券は、紙おむつ以外に引換えることはできない。
- 3 引換券により給付を受ける紙おむつの価格は1回につき使用する引換券の合計額以上でなければならない。ただし、引換券の合計額を超えた費用は給付対象者が負担しなければならない。

（引換券の有効期限及び返還）

第8条 引換券の有効期限は、引換券を交付した年度の末日とする。

- 2 本要綱により給付を受けた紙おむつを使用する高齢者等が次の各号に該当したときは、速やかに引換券を市長に返還しなければならない。

- (1) 死亡したとき

- (2) 医療機関、介護老人福祉施設等に入院又は入所し長期の入院継続又は入所継続が見込まれるとき
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運用基準に定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

該当区分	該当回	交付金額
第 2 条第 1 項第 1 号	第 1 回	4 0, 0 0 0 円分
	第 2 回	3 0, 0 0 0 円分
	第 3 回	2 0, 0 0 0 円分
第 2 条第 1 項第 2 号	第 1 回	1 0 0, 0 0 0 円分
	第 2 回	7 5, 0 0 0 円分
	第 3 回	5 0, 0 0 0 円分